

<報道発表資料>

令和8年7月27日

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

（公財）京都市景観・まちづくりセンターによる 公的サブリース事業「京町家リース」を開始 ～ 大切な京町家を ふさわしい使い手へ ～

京都市及び公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「まちセン」という。）では、京都らしい町並み景観・生活文化の象徴である京町家の保全・継承に取り組んでいます。

その一環として、この度、まちセンが京町家を所有者から一定期間借り受け、活用者への転貸により新たな使い手につなぐ、公的サブリース事業「京町家リース」を開始します。

活用を希望される京町家について、まちセンにおいて、随時御相談をお受けします。



京町家リース

lease wreath

“リース”には、借上げの意味と、価値や思いがつながり広がる“輪”のイメージを重ねています。

あなたの思いを受けとめる
大切にされてきた家への思いに寄り添い、次の一歩をともに考えます。

建物の価値を見極める
京町家の魅力を丁寧に見つけ、価値を可視化します。

ふさわしい使い手へつなぐ
家の価値を活かし、次代へバトンをつなぎます。

【目的】

「京町家リース」は、京都の美しい景観や、奥深い生活文化の象徴である京町家を継承するため、所有者の想いと建物の価値をいかし、ふさわしい使い手（活用者）へ橋渡しをすることを目的としています。

お持ちの京町家を活用することに手間や不安を感じておられる所有者に対して、公的機関であるまちセンが介在することにより、京町家の保全・継承に向けて活用・流通を推

進します。

さらに、京町家の活用者として個人、企業、団体等を公募することで、新たなニーズを発掘し、京町家の可能性を広げ現代的価値を創出することに寄与します。

【概要】 ※ 詳細は京町家リース専用ホームページを御覧ください。

●対象となる京町家

「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく京町家に該当する建物を対象とします。ただし、立地を含め通常の賃貸建物として支障なく活用できるものを基本とします。

まちセンが所有者の意向や提供いただいた情報を踏まえつつ、建物の状態、権利関係、接道、用途、改修等の条件や、近隣地域への親和性、活用者の応募見込みなどから「京町家リース」としての事業化の可能性を検討します。

●仕組み

「京町家リース」は、まちセンが所有者から京町家を定期建物賃貸借契約によって一定期間借り上げ、活用を希望する活用者へ転貸するサブリースの仕組みです。



【事業開始日】

令和8年8月3日（月）

「京町家リース」での京町家の活用を希望される場合は、以下の京町家リース専用ホームページの問合せフォームから御相談ください。



<お問合せ先>

京町家リース専用ホームページ : <https://kyoto-machisen.jp/lease/>

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

窓口：〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

「ひと・まち交流館 京都」地下1階

電話：075-354-8701

FAX：075-354-8704

メールアドレス：machiya@kyoto-machisen.jp

京町家リース専用ホームページ：<https://kyoto-machisen.jp/lease/>

